

## EU 輸入関連法

### 繊維製品に適用される共通輸入規則 詳細

#### 1. 適用法令

二国間協定、議定書あるいはその他の合意、もしくはその他の特別な EU 輸入規則の対象とならない特定第三国からの繊維製品に適用される共通輸入規則に関する 2015年6月9日付欧州議会・理事会規則 2015/936 (2015年6月25日付官報 L160 掲載) (規則 2017/354、2018/173 により改正)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R0936>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

#### 2. 概要

欧州議会・理事会規則2015/936 (2015年7月15日発効) は、二国間協定、議定書あるいはその他の合意、もしくはその他の特別共通輸入ルールの対象とならない第三国を原産とする繊維製品の輸入に関する各種規定を定めている。日本産の繊維製品は、日EU経済連携協定 (EPA) の発効により、規則2015/936の適用対象外となった。特定国 (付属書IIに掲載。2017年3月23日以降は北朝鮮のみ<sup>1)</sup>) を原産とする繊維製品に対する輸入数量規制や、特定国以外の第三国を原産とする繊維製品の輸入が域内の生産者の経済活動に深刻な影響を及ぼすと認められた場合の、監視措置やセーフガード措置の導入などについて規定されている。WTO に加盟している国には基本的に同規則が適用される。

##### (1) 輸入数量規制

規則2015/936の付属書IIに記載されている繊維製品<sup>2)</sup>のうち、付属書IIに掲載されている特定国 (現在は北朝鮮のみ) 以外の第三国を原産とする製品については、原則的に自由に欧州連合 (EU) 域内に輸入することができる。一方、付属書IIIには、特定国を原産とする繊維製品のうち、年間数量規制の対象となっている製品のリストと各製品の輸入上限が記されている。EU域内での数量規制の対象となる輸入品の市場への上市には、輸入許可の提示あるいは加盟国当局により発行された同等の書類の提示が必要となる。

なお、付属書IVには、年間に輸入できる数量を欧州委員会が決定することを条件に、輸入の許可が見込まれる製品が記される。また、加工再輸入時に数量規制が適用される製品とその上限については、付属書Vに掲載される。これらの規定はいずれも特定国 (付属書IIに掲載) が対象となる。

<sup>1)</sup> 規則 2015/936 発効当初は、特定国として北朝鮮とベラルーシの2カ国が指定されていたが、規則 2017/354 によりベラルーシが除外された。

<sup>2)</sup> 付属書IのパートAには主に、関税品目分類および関税率に関する理事会規則 2658/87 の付属書I [「共同関税品目分類表」(Combined Nomenclature – CN)] のパート2 セクション XI に分類される製品が、パートBにはその他の繊維製品が、それぞれ記載されている。

## (2) 監視・セーフガード措置

欧州委員会は域内の繊維市場の動向を把握するため、加盟各国に規則2015/936の付属書Iに記載された繊維製品の輸出入実績の提供を求めている。加盟国は毎月末から30日以内に、輸入した繊維製品の種類や数量、原産国などを欧州委に報告するほか、毎年3月末に、加盟各国の繊維製品の生産と輸出に関する統計を提出しなくてはならない。欧州委はこれらの情報に基づき市場動向を分析し、必要性が認められた場合、特定国以外の第三国を原産する繊維製品に対しても、適宜、輸入規制を導入する。

過去に監視措置またはセーフガード措置の対象となった繊維製品については、域内を流通させる際に、「監視書類」（付属書VIIにひな形掲載）の提示が必要となる。加盟国内の所轄当局は、域内輸入事業者からの「監視書類」発行申請受理後、5営業日以内に書類を無料で発行する。

繊維製品への規制については、貿易・投資相談 Q&A 「EU 向けに衣料品を輸出する際の現地輸入規制および留意点」も参照。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/qa/01/04A-031212>